

つくば市立吾妻保育所におけるお昼寝マットの利用状況(令和6年3月1日時点)

	在籍児童数	お昼寝マット利用者数	お昼寝マット利用率
0歳児クラス	9人	8人	89%
1歳児クラス	16人	13人	81%
2歳児クラス	24人	17人	71%
3歳児クラス	25人	20人	80%
4歳児クラス	25人	16人	64%
5歳児クラス	25人	10人	40%
合計	124人	84人	68%

※ 吾妻保育所では令和3年4月からお昼寝マットを導入したため、それ以前に入所したクラスでは利用率が低い傾向にあります。

本資料は、つくば市こども部幼児保育課への聞き取りをもとに川久保皆実議員が作成

雇児発第0609001号
平成20年6月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育対策等促進事業の実施について

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。

そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。

あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。

第1 事業の種類

- 1 一時・特定保育等事業
- 2 休日・夜間保育事業
- 3 病児・病後児保育事業
- 4 待機児童解消促進等事業
- 5 保育環境改善等事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時・特定保育等事業実施要綱（別添1）
- 2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）
- 3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）
- 4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）
- 5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）

(別添3)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 事業の目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

3 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業

4 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

(1) 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）

(2) 病後児対応型

病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）

(3) 体調不良児対応型

雇児発0717第12号
平成27年7月17日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

病児保育事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「病児保育事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

別紙

病児保育事業実施要綱

1 事業の目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安

心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

(4) 非施設型（訪問型）

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

5 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

(1) 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）。

(2) 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という。）。

(3) 体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）。

(4) 非施設型（訪問型）

病児及び病後児とする。

6 実施要件

(1) 病児対応型

① 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

つくば子育てサポートサービスの会員数の推移(令和1年度～令和5年度)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
①利用会員	1,158 人	1,122 人	1,156 人	1,209 人	1,336 人
②協力会員	186 人	173 人	168 人	171 人	181 人
③両方会員	55 人	45 人	41 人	42 人	31 人
④(①+③)/(②+③)	5.0	5.4	5.7	5.9	6.4

本資料は、つくば市子ども部子ども政策課への聞き取りをもとに川久保皆実議員が作成

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）5月9日（木）

発信元：つくば市 総務部 人事課

取材依頼

周知依頼

募集告知

その他

職員給与における手当等の未払いについて

職員給与のうち、特殊勤務手当等の未払いが判明し、当該未払い分を過去3年に遡って支給することとしました。

1 経緯

- 令和5年9月 福祉部社会福祉課の職員から時間外勤務手当の未払いがあるとの指摘があり調査・ヒアリングを進める
- 令和6年1月 時間外勤務手当について、所属課の職員に対して未申請について申請を促す
- 令和6年2月 福祉部社会福祉課の職員から特殊勤務手当の未払いがあると指摘あり
- 令和6年3月 特殊勤務手当支給対象業務についての解釈が各職員で異なっていたことが判明したことから、支給基準を明確化し、所属課の職員に対して過去3年分の未申請について申請を促す
- 令和6年5月 特殊勤務手当の未申請分を確認し金額を確定
- 時間外勤務手当については申請に基づきシステムのログ等により、現在突合作業中

2 対象者数及び金額

特殊勤務手当については、現時点で令和2年度が12人で15,950円、令和3年度が14人で96,250円、令和4年度が15人で162,525円、令和5年度が16人で95,700円です。

時間外勤務手当の対象人数及び金額については、現在調査中です。確定次第公表します。

3 原因

特殊勤務手当については、手当支給対象業務の判断基準があいまいであったため管理職によって判断が違ってしまったこと、また、時間外勤務手当については、申請をできるだけしないよう管理職により不適切な指導が行われたことにより、職員が時間外を申請しにくい状況になっていたことが主な要因と考えています。

4 今後の対応

未払い手当等については、内容の精査が終わり次第、速やかに追加支給をします。

5 市長コメント

支給されるべき手当が条例を逸脱した不適切な指導により支給されていなかったことに対し、遵法の範であるべき行政として市民の信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。また、その対象となった職員にも申し訳なく思います。

これまでも全庁的に時間外勤務については必ず申請すること、また管理職に対しては部下に時間外勤務をさせる場合には必ず事前に業務命令を行った上で、内容について状況を監督すること等、繰り返し指示をしてきましたが、このような事案を発生させてしまったことを反省しております。不適切な指導をした職員の処分はこれから規定に基づいて行いますが、監督責任を重く受け止め、まず私と両副市長の減給（私が減給10%を2か月、両副市長が減給10%を1か月。議会議決事項なので条例改正案を直近の議会に提出します。）を行います。

本日、改めて時間外の申請徹底を周知しました。また、全庁的に同様の事例がないかの調査を開始します。

今後このようなことが決して無きよう、適切な労務管理体制を確立すべく、改善に向けて取り組んでいきます。